

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年8月9日

【四半期会計期間】 第158期第1四半期(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

【会社名】 株式会社北洋銀行

【英訳名】 North Pacific Bank,Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 石井 純二

【本店の所在の場所】 札幌市中央区大通西3丁目7番地

【電話番号】 (011) 261 1311 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部長 藤井 文世

【最寄りの連絡場所】 札幌市中央区大通西3丁目7番地

【電話番号】 (011) 261 1311 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部長 藤井 文世

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
証券会員制法人札幌証券取引所
(札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

		平成25年度第1四半期 連結累計期間	平成24年度
		(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
経常収益	百万円	49,223	162,208
経常利益	百万円	14,889	30,159
四半期純利益	百万円	13,705	
当期純利益	百万円		19,385
四半期包括利益	百万円	11,798	
包括利益	百万円		60,133
純資産額	百万円	411,607	401,137
総資産額	百万円	7,803,990	7,812,377
1株当たり四半期純利益 金額	円	34.35	
1株当たり当期純利益金額	円		46.81
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	円	19.26	
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円		27.47
自己資本比率	%	5.2	5.1

(注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 当行は、平成24年10月1日付で、親会社である株式会社札幌北洋ホールディングスを吸収合併消滅会社、当行を吸収合併存続会社として合併しており、平成24年度第1四半期連結累計期間は四半期連結財務諸表を作成していないため、平成24年度第1四半期連結累計期間の主要な経営指標等は記載しておりません。

3. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 四半期連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

4. 自己資本比率は、((四半期)期末純資産の部合計 - (四半期)期末少数株主持分)を(四半期)期末資産の部の合計で除して算出しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクの発生や前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約の締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当行グループ(当行及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、財政・金融政策の効果から、持直しました。すなわち、内需は、株価の上昇などから消費者マインドに改善がみられたほか、公共投資が大幅に増加しました。外需は、米国の景気回復や円高が修正されたことから、自動車関連を中心に持直しました。

この間、金融面では、無担保コールレートは0.1%を下回る水準で推移し、10年国債新発債利回りは、米国長期金利上昇などもあって、0.4%台から0.8%台に上昇しました。対ドル円相場は、92円～102円台の範囲で推移しました。

次に北海道経済をみますと、公共投資や観光関連を中心に緩やかに持直しました。住宅投資は前年を上回りました。個人消費は、乗用車販売台数がエコカー補助金終了以降もほぼ前年並みで推移するなど、底堅く推移しました。公共投資は、予算の拡大に伴い、増加しました。観光関連は、前年度の国内LCC(格安航空会社)の相次ぐ就航や国際定期便の拡充効果から、国内・国外ともに来道者数は前年を上回りました。

このような経済環境のもと、当第1四半期連結累計期間における業績は、次のとおりとなりました。

経営成績の分析

当第1四半期連結累計期間の経営成績につきましては、経常収益は492億円となりました。経常費用は営業経費の増加要因はありましたが、株式等償却の減少により343億円となりました。これらの結果、経常利益は148億円、四半期純利益は137億円となりました。

なお、当第1四半期連結累計期間のセグメントの業績につきましては、銀行業の経常収益は416億円、経常利益は146億円となりました。また、リース業の経常収益は70億円、経常利益は1億円となりました。

財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の財政状態につきましては、貸出金は5兆3,583億円と前連結会計年度末比2,258億円減少いたしました。預金及び譲渡性預金は7兆1,470億円と前連結会計年度末比244億円減少いたしました。有価証券は1兆4,112億円と前連結会計年度末比1,499億円減少いたしました。

これらの結果、当第1四半期連結会計期間末の総資産は7兆8,039億円と前連結会計年度末比83億円減少し、負債は7兆3,923億円と同188億円減少、純資産は4,116億円と同104億円増加いたしました。

国内・海外別収支

国内業務部門では、資金運用収支が246億円、役務取引等収支が50億円、その他業務収支が46億円となりました。

国際業務部門では、資金運用収支が5億円、その他業務収支が34億円となりました。

この結果、合計では、資金運用収支が241億円、役務取引等収支が50億円、その他業務収支が80億円となり、収支合算では372億円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第1四半期連結累計期間				
	当第1四半期連結累計期間	24,654	518		24,135
うち資金運用収益	前第1四半期連結累計期間				
	当第1四半期連結累計期間	25,994	492	18	25,484
うち資金調達費用	前第1四半期連結累計期間				
	当第1四半期連結累計期間	1,340	26	18	1,348
役務取引等収支	前第1四半期連結累計期間				
	当第1四半期連結累計期間	5,011	29		5,041
うち役務取引等収益	前第1四半期連結累計期間				
	当第1四半期連結累計期間	7,450	48		7,499
うち役務取引等費用	前第1四半期連結累計期間				
	当第1四半期連結累計期間	2,438	19		2,458
その他業務収支	前第1四半期連結累計期間				
	当第1四半期連結累計期間	4,654	3,417		8,072
うちその他業務収益	前第1四半期連結累計期間				
	当第1四半期連結累計期間	11,439	4,181		15,620
うちその他業務費用	前第1四半期連結累計期間				
	当第1四半期連結累計期間	6,784	763		7,548

(注) 1. 当行及び連結子会社は海外拠点を有していないので、「国内・海外別貸出金残高の状況」を除き、以下の各表とも「国内業務部門」「国際業務部門」に区分して記載しております。なお、「国内業務部門」とは当行及び連結子会社の円建取引であり、「国際業務部門」とは当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用を控除して表示しております。

3. 相殺消去額は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

国内・海外別役務取引の状況

国内業務部門の役務取引等収益は74億円、役務取引等費用は24億円となりました。

合計の役務取引等収益は74億円、役務取引等費用は24億円となり、役務取引等収支は50億円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第1四半期連結累計期間			
	当第1四半期連結累計期間	7,450	48	7,499
うち預金・貸出業務	前第1四半期連結累計期間			
	当第1四半期連結累計期間	2,046	1	2,047
うち為替業務	前第1四半期連結累計期間			
	当第1四半期連結累計期間	2,024	43	2,067
うち証券関連業務	前第1四半期連結累計期間			
	当第1四半期連結累計期間	145		145
うち代理業務	前第1四半期連結累計期間			
	当第1四半期連結累計期間	1,834		1,834
うち保護預り・貸金庫業務	前第1四半期連結累計期間			
	当第1四半期連結累計期間	305		305
うち保証業務	前第1四半期連結累計期間			
	当第1四半期連結累計期間	475	4	479
役務取引等費用	前第1四半期連結累計期間			
	当第1四半期連結累計期間	2,438	19	2,458
うち為替業務	前第1四半期連結累計期間			
	当第1四半期連結累計期間	305	14	320

国内・海外別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第1四半期連結会計期間			
	当第1四半期連結会計期間	6,848,763	14,039	6,862,802
うち流動性預金	前第1四半期連結会計期間			
	当第1四半期連結会計期間	4,484,021		4,484,021
うち定期性預金	前第1四半期連結会計期間			
	当第1四半期連結会計期間	2,304,934		2,304,934
うちその他	前第1四半期連結会計期間			
	当第1四半期連結会計期間	59,807	14,039	73,846
譲渡性預金	前第1四半期連結会計期間			
	当第1四半期連結会計期間	284,205		284,205
総合計	前第1四半期連結会計期間			
	当第1四半期連結会計期間	7,132,968	14,039	7,147,008

(注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

国内・海外別貸出金残高の状況

業種別貸出状況(末残構成比)

業種別	当第1四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	5,358,310	100.00
製造業	377,573	7.05
農業, 林業	20,880	0.39
漁業	2,184	0.04
鉱業, 採石業, 砂利採取業	6,532	0.12
建設業	212,754	3.97
電気・ガス・熱供給・水道業	77,446	1.44
情報通信業	40,807	0.76
運輸業, 郵便業	131,219	2.45
卸売業, 小売業	546,346	10.20
金融業, 保険業	206,339	3.85
不動産業, 物品賃貸業	491,803	9.18
各種サービス業	471,554	8.80
地方公共団体	1,288,996	24.06
その他	1,483,871	27.69
海外及び特別国際金融取引勘定分		
政府等		
金融機関		
その他		
合計	5,358,310	

(注) 「国内」とは、当行及び連結子会社であります。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題につき、重要な変更はありません。また、新たに生じた事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,450,000,000
第1種優先株式	1,450,000,000
計	1,450,000,000

(注) 当行の発行可能株式総数は、1,450,000,000株であり、普通株式及び第1種優先株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ1,450,000,000株とする旨定款に規定しております。

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成25年8月9日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	399,060,179	399,060,179	東京証券取引所 市場第一部 札幌証券取引所	単元株式数は100株 であります。
第1種優先株式 (注)1	200,000,000	140,000,000	非上場	(注)2、3、4、5
計	599,060,179	539,060,179		

(注)1．第1種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に基づく「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」であります。

2．当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等

行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である第1種優先株式の特質につきましては、当銀行の普通株式の株価を基準として取得価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株式数が変動し、その修正基準・頻度および行使価額の下限を定めているほか、平成31年4月1日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で第1種優先株式の全部または一部を取得することができる旨を定め、加えて取得を請求し得べき期間内において取得請求のなかった全ての優先株式を一斉取得する旨を定めており、これらの詳細については以下(注)5．に記載のとおりであります。

なお、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利行使に関する事項および当銀行の株券の売買に関する事項について、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めはありません。

3．平成25年7月22日開催の取締役会決議に基づき、平成25年7月25日に第1種優先株式のうち60,000,000株を取得の上、消却しております。

4．第1種優先株式は、定款の定めに基づき、以下(注)5．に記載のとおり普通株式と議決権に差異を有しております。

5．単元株式数は100株であり、議決権はありません。また、第1種優先株式の内容は下記のとおりであり、会社法第322条第2項の規定による定款の定めはありません。

(1) 第1種優先配当金

第1種優先配当金

当銀行は、定款第51条に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第1種優先株式を有する株主（以下「第1種優先株主」という。）または第1種優先株式の登録株式質権者（以下「第1種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第1種優先株式1株につき、第1種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第1種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記に定める配当年率（以下「第1種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）（以下「第1種優先配当金」という。）の配当をする。ただし、当該基準日の属する事業年度において第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して(2)に定める第1種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

第1種優先配当年率

各事業年度に係る第1種優先配当年率は、以下の算式により計算される年率とする。

第1種優先配当年率 = 日本円TIBOR (12ヶ月物) + 1.00%

なお、第1種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円TIBOR (12ヶ月物)」とは、毎年4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の銀行営業日）（以下「第1種優先配当年率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR (12ヶ月物)が公表されていない場合は、第1種優先配当年率決定日において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値を、日本円TIBOR (12ヶ月物)に代えて用いるものとする。

ただし、上記の算式の結果が8%を超える場合には、第1種優先配当年率は8%とする。

非累積条項

ある事業年度において第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対しては、第1種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口もしくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(2) 第1種優先中間配当金

当銀行は、定款第52条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき、第1種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下「第1種優先中間配当金」という。）を支払う。

(3) 残余財産の分配

残余財産の分配

当銀行は、残余財産を分配するときは、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき、第1種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第1種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記に定める経過第1種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

非参加条項

第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。経過第1種優先配当金相当額

第1種優先株式1株当たりの経過第1種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に第1種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度において第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して第1種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権

第1種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第1種優先株主は、定時株主総会に第1種優先配当金の額全部（第1種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、第1種優先配当金の額全部（第1種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、第1種優先配当金の額全部（第1種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

取得請求権

第1種優先株主は、下記 に定める取得を請求することができる期間中、当銀行に対して、自己の有する第1種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は、第1種優先株主がかかる取得の請求をした第1種優先株式を取得するのと引換えに、下記 に定める財産を当該第1種優先株主に対して交付するものとする。

取得を請求することができる期間

平成25年1月1日から平成36年3月31日まで（以下「取得請求期間」という。）とする。

取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、第1種優先株式の取得と引換えに、第1種優先株主が取得の請求をした第1種優先株式数に第1種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第1種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記 ないしに定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第1種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日（取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所（当銀行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最大の金融商品取引所）における当銀行の普通株式の終値（気配表示を含む、以下「終値」という。）が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記 に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記 に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記 に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

下限取得価額

下限取得価額は127円（ただし、下記 による調整を受ける。）。

取得価額の調整

イ．第1種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

() 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本 において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）、または当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

() 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当銀行の自己株式である普通株式に係り増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

() 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記二．に定義する意味を有する。以下、本()、下記()および()ならびに下記八．()において同じ。）をもって当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

() 当銀行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ．またはロ．と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

(a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日前に上記()または本()による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

(b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記()による取得価額の修正が行われている場合

調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記()または本()による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

(c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記()による取得価額の修正が行われていない場合

調整係数は、上記()または本()による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

() 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記()または()による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ．に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本()による調整は行わない。

() 株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少した普通株式数（効力発生日における当銀行の自己株式である普通株式に係り減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

- ロ．上記イ．()ないし()に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。
- ハ．()取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本 に準じて調整する。
- ()取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- ()取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ．()ないし()）に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当銀行の発行済普通株式数（自己株式である普通株式数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記イ．およびロ．に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ．() (b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。））からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ．() (b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ．() または() に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。
- ()取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ．()の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込みの場合には適正な評価額）、上記イ．()および()の場合には0円、上記イ．()ないし()の場合には価額（ただし、()の場合は修正価額）とする。
- ニ．上記イ．()ないし()および上記ハ．()において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。
- ホ．上記イ．()において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ．()に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- ヘ．上記イ．()ないし()において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ．()ないし()の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト．取得価額調整式により算出された上記イ．柱書第2文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切り捨てる。）を使用する。
- 合理的な措置
- 上記 ないし に定める取得価額（7）に定める一斉取得価額を含む。以下、本 において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当銀行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。
- 取得請求受付場所
東京都中央区八重洲一丁目2番1号
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
- 取得請求の効力発生
取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記 に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

(6) 金銭を対価とする取得条項

金銭を対価とする取得条項

当銀行は、平成31年4月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、第1種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当銀行は、かかる第1種優先株式を取得すると引換えに、下記に定める財産を第1種優先株主に対して交付するものとする。なお、第1種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も(5)に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、第1種優先株式の取得と引換えに、第1種優先株式1株につき、第1種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第1種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過第1種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本において、(3)に定める経過第1種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第1種優先配当金相当額を計算する。

(7) 普通株式を対価とする取得条項

普通株式を対価とする取得条項

当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていない第1種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当銀行は、かかる第1種優先株式を取得すると引換えに、各第1種優先株主に対し、その有する第1種優先株式数に第1種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第1種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。第1種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値（終値が算出されない日を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(8) 株式の分割または併合および株式無償割当て

分割または併合

当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式および第1種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

株式無償割当て

当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式および第1種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当ありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年 6月30日		599,060,179		121,101		50,001

(注) 平成25年 7月22日開催の取締役会決議に基づき、平成25年 7月25日に第1種優先株式60,000,000株を取得の上、消却しており、提出日現在における発行済株式総数残高は539,060,179株となっております。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容を確認できないため、記載することができませんので、直前の基準日である平成25年 3月31日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成25年 3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1種優先株式 200,000,000		(注) 1
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 180,400		
完全議決権株式(その他)	普通株式 398,726,500	3,987,265	(注) 2
単元未満株式	普通株式 153,279		
発行済株式総数	599,060,179		
総株主の議決権		3,987,265	

(注) 1. 第1種優先株式の内容は、「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」に記載しております。
 なお、無議決権株式については、この優先株式を保有する株主が優先的配当全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときは、この株主総会から、議案が定時株主総会において否決されたときは、その株主総会の終結のときから、優先的配当全額を受ける旨の定時株主総会決議がある時まで、議決権を有するものであります。
 2. 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が2,500株含まれております。また、「議決権の数」欄に同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が25個含まれております。

【自己株式等】

平成25年 3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社北洋銀行	札幌市中央区大通西3丁目 7番地	180,400		180,400	0.03
計		180,400		180,400	0.03

2 【役員 の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において役員の変動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 当行の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)は、四半期連結財務諸表を作成していないため、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書に係る比較情報は記載しておりません。

2. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)及び第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任あずさ監査法人の四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
資産の部		
現金預け金	298,236	678,585
コールローン及び買入手形	125,233	103,172
買入金銭債権	14,171	12,732
商品有価証券	5,571	6,440
金銭の信託	1	-
有価証券	² 1,561,104	² 1,411,204
貸出金	¹ 5,584,120	¹ 5,358,310
外国為替	1,786	2,867
リース債権及びリース投資資産	44,711	45,326
その他資産	81,588	86,017
有形固定資産	96,445	95,789
無形固定資産	14,013	15,894
繰延税金資産	13,105	15,848
支払承諾見返	50,780	51,902
貸倒引当金	78,490	80,102
資産の部合計	7,812,377	7,803,990
負債の部		
預金	7,073,264	6,862,802
譲渡性預金	98,229	284,205
借入金	117,250	116,530
外国為替	43	22
その他負債	61,776	67,633
賞与引当金	1,653	418
退職給付引当金	2,153	2,554
睡眠預金払戻損失引当金	1,470	1,631
ポイント引当金	282	368
再評価に係る繰延税金負債	4,335	4,313
支払承諾	50,780	51,902
負債の部合計	7,411,240	7,392,383
純資産の部		
資本金	121,101	121,101
資本剰余金	121,604	121,604
利益剰余金	64,296	76,713
自己株式	0	0
株主資本合計	307,002	319,419
その他有価証券評価差額金	84,596	82,466
繰延ヘッジ損益	232	187
土地再評価差額金	7,257	7,217
その他の包括利益累計額合計	91,621	89,496
少数株主持分	2,513	2,692
純資産の部合計	401,137	411,607
負債及び純資産の部合計	7,812,377	7,803,990

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
経常収益	49,223
資金運用収益	25,484
(うち貸出金利息)	18,760
(うち有価証券利息配当金)	6,548
役務取引等収益	7,499
その他業務収益	15,620
その他経常収益	619
経常費用	34,333
資金調達費用	1,348
(うち預金利息)	484
役務取引等費用	2,458
その他業務費用	7,548
営業経費	20,360
その他経常費用	2,617
経常利益	14,889
特別利益	20
固定資産処分益	20
特別損失	205
固定資産処分損	84
減損損失	120
税金等調整前四半期純利益	14,705
法人税、住民税及び事業税	326
法人税等調整額	662
法人税等合計	989
少数株主損益調整前四半期純利益	13,716
少数株主利益	10
四半期純利益	13,705

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	13,716
その他の包括利益	1,918
その他有価証券評価差額金	1,962
繰延ヘッジ損益	44
四半期包括利益	11,798
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	11,619
少数株主に係る四半期包括利益	178

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、リスク管理債権は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
破綻先債権額	28,487百万円	28,616百万円
延滞債権額	109,132百万円	106,149百万円
3ヵ月以上延滞債権額	511百万円	274百万円
貸出条件緩和債権額	24,086百万円	23,707百万円
合計額	162,217百万円	158,746百万円

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

2. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
65,193百万円	66,767百万円

(四半期連結損益計算書関係)

1. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
貸倒引当金繰入額	1,825百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
減価償却費	2,225百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月26日 定時株主総会	普通株式	598	1.50	平成25年3月31日	平成25年6月27日	利益剰余金
	第1種 優先株式	730	3.65	平成25年3月31日	平成25年6月26日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当ありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

1. 報告セグメントごとの経常収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	41,363	7,001	48,365	858	49,223		49,223
セグメント間の内部経常収益	278	44	322	954	1,277	1,277	
計	41,642	7,045	48,687	1,812	50,500	1,277	49,223
セグメント利益	14,648	166	14,814	141	14,956	66	14,889

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。
2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業を含んでおります。
3. セグメント利益の調整額 66百万円には、セグメント間取引消去等が含まれております。
4. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

(有価証券関係)

1. 企業集団の事業の運営において重要なものであり、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。
2. 四半期連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金を含めて記載しております。

その他有価証券

前連結会計年度（平成25年3月31日）

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
株式	44,493	79,664	35,170
債券	1,122,485	1,146,611	24,126
国債	713,346	729,374	16,028
地方債	161,432	165,199	3,767
短期社債			
社債	247,705	252,037	4,331
その他	286,990	338,818	51,828
外国債券	118,390	122,990	4,600
その他	168,599	215,827	47,228
合計	1,453,968	1,565,094	111,125

当第1四半期連結会計期間（平成25年6月30日）

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
株式	44,114	87,757	43,642
債券	1,017,690	1,032,048	14,358
国債	534,127	543,228	9,100
地方債	189,944	192,275	2,330
短期社債	2,999	2,999	0
社債	290,618	293,544	2,926
その他	247,013	294,723	47,709
外国債券	96,994	100,416	3,421
その他	150,019	194,307	44,288
合計	1,308,818	1,414,528	105,710

(注) 売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって四半期連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当第1四半期連結累計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、8,081百万円（うち、株式8,081百万円）であります。

当第1四半期連結累計期間における減損処理額は、124百万円（うち、株式124百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価より30%以上下落した場合としており、その銘柄すべてについて減損処理の対象としております。

(デリバティブ取引関係)

企業集団の事業の運営において重要なものであり、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。

通貨関連取引

前連結会計年度（平成25年3月31日）

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物			
	通貨オプション			
店頭	通貨スワップ			
	為替予約	176,234	4,807	4,807
	通貨オプション	94,597	0	1,450
	その他			
合計			4,807	3,356

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

当第1四半期連結会計期間（平成25年6月30日）

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物			
	通貨オプション			
店頭	通貨スワップ			
	為替予約	179,072	160	160
	通貨オプション	83,641	0	1,263
	その他			
合計			160	1,423

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の四半期連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

		当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	円	34.35
(算定上の基礎)		
四半期純利益	百万円	13,705
普通株主に帰属しない金額	百万円	
普通株式に係る四半期純利益	百万円	13,705
普通株式の期中平均株式数	株	398,879,683
(2) 潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	円	19.26
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額	百万円	
普通株式増加数	株	312,500,000
うち優先株式	株	312,500,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

第1種優先株式の取得及び消却

当行は、平成25年7月22日開催の取締役会において、第1種優先株式に関して自己株式の取得及び消却を決議し、以下のとおり実施いたしました。

(1) 取得及び消却した株式の種類	第1種優先株式
(2) 取得及び消却した株式の数	60,000,000株 (発行済第1種優先株式総数に対する割合 30.0%)
(3) 取得対価の内容	金銭
(4) 1株当たりの取得価額	588円70銭
(5) 株式の取得価額の総額	35,322,000,000円
(6) 株式の取得の相手方	株式会社整理回収機構
(7) 取得・消却日	平成25年7月25日
(8) 消却の方法	その他資本剰余金を原資とする

(注) なお、消却により資本剰余金が35,322百万円減少いたしました。

2 【その他】

該当ありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年 8月 6日

株式会社北洋銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	林 秀 行
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山 下 和 俊
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 林 英 之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社北洋銀行の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社北洋銀行及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年7月22日開催の取締役会における決議に基づき、平成25年7月25日に第1種優先株式の取得及び消却を実施した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。